

平成29年2月9日  
原産地規則セミナー資料



# 原産地規則の ケーススタディについて

～中級者向け～



業務部原産地調査官  
(東京担当)

# 本日の説明事項

## 1.原産地規則の概要(復習)

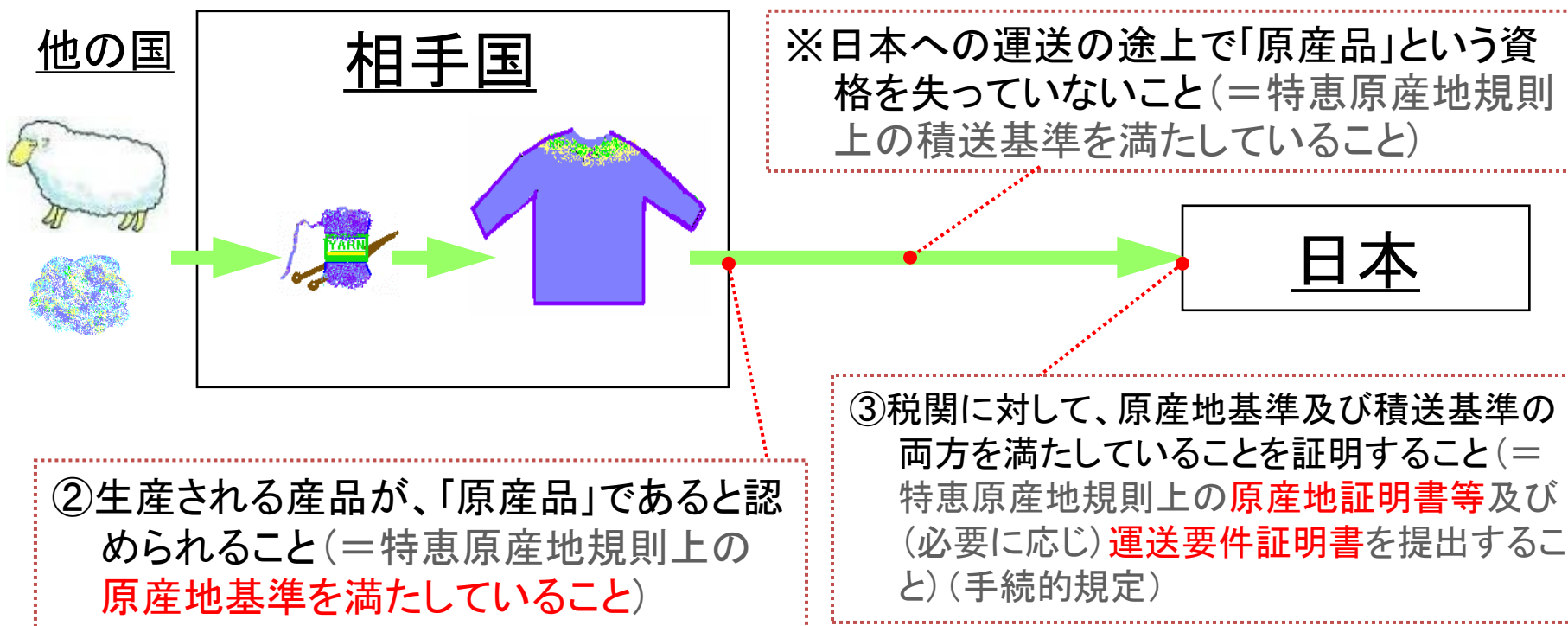
## 2.ケーススタディ

- ・ブロックボード
- ・マグロの缶詰
- ・ホワイトチョコレート
- ・除菌剤

# 1. 原産地規則の概要（復習）

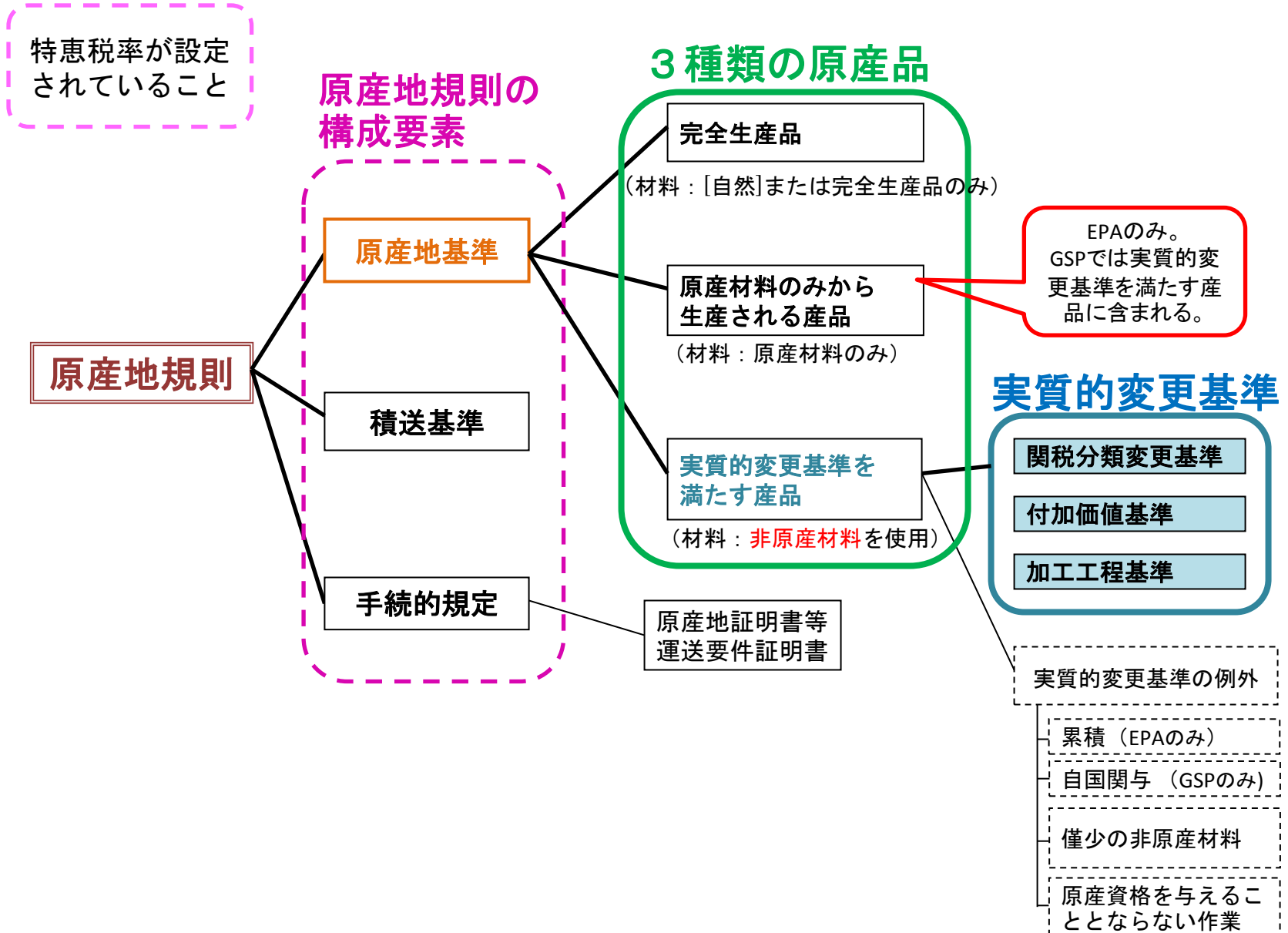
# 特惠税率適用のための条件

- ①輸入される製品に関して、**特惠税率が設定**されていること  
(EPA:協定の譲許表、一般特惠:暫定措置法別表)



特惠税率適用のためには上記全ての条件を満たす必要がある

# 原産地規則の構成(概略)



# 3種類の原産品

## 1 完全生産品

その「生産」に1カ国のみが関与する(=「生産」が1カ国で完結している)産品

タイプ1: 農水産品、鉱業品の一次産品

タイプ2: くず、廃棄物やそれらから回収される物品

タイプ3: 完全生産品のみから生産される物品

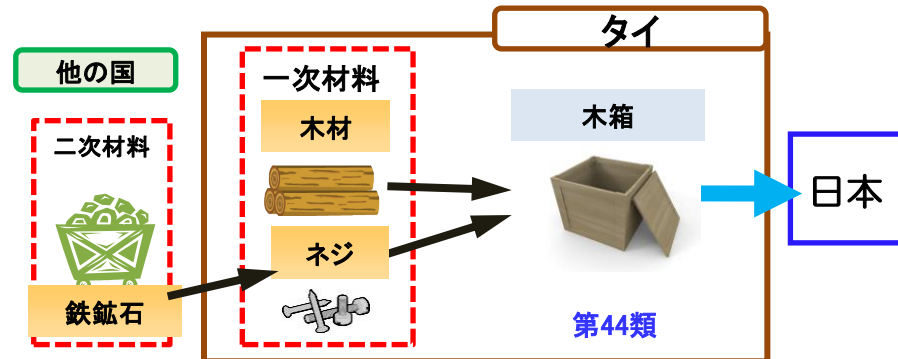
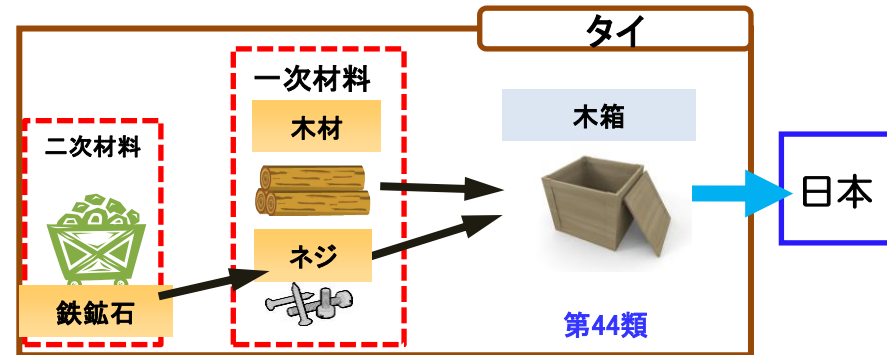
## 2 原産材料のみから生産される産品

生産に使用された材料はすべて原産材料であるため、外見上は1カ国\*で生産・製造が完結しているように見えるが、実際には他の国の材料(非原産材料)を使用しているもの

(\*日アセアンEPAの場合は、1又は2以上の締約国)

## 3 実質的変更基準を満たす産品

使用された非原産材料に加工等を加え、「**実質的変更**」(=大きな変化)をもたらしたことにより原産品となるもの



(参考)②の概念はEPA(日インドEPA除く)のみであり、GSPでは③に含まれる。

# 実質的変更基準の種類

「大きな変化」＝「実質的変更」を判断するための基準は、3つ存在する。

- 関税分類変更基準 (大きな変化＝分類の変更がおこっている)
- 付加価値基準 (大きな変化＝十分な価値が付加)
- 加工工程基準 (大きな変化＝変化をもたらす加工の指定)

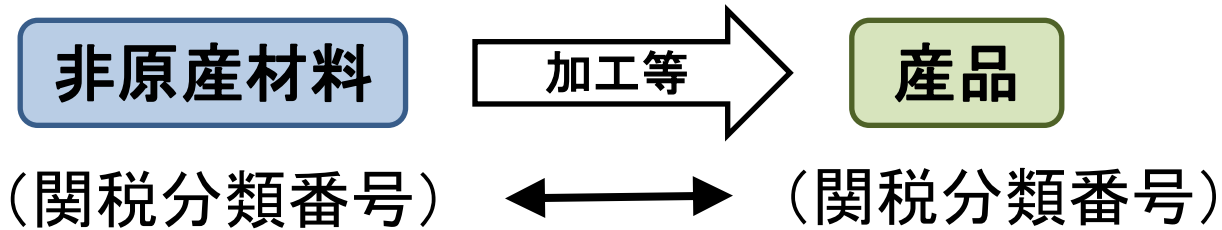


いずれの基準を適用するかは各EPAの品目別規則に規定

HS番号ごとに基準が定められている

# 関税分類変更基準

(CTC: Change in Tariff Classification)

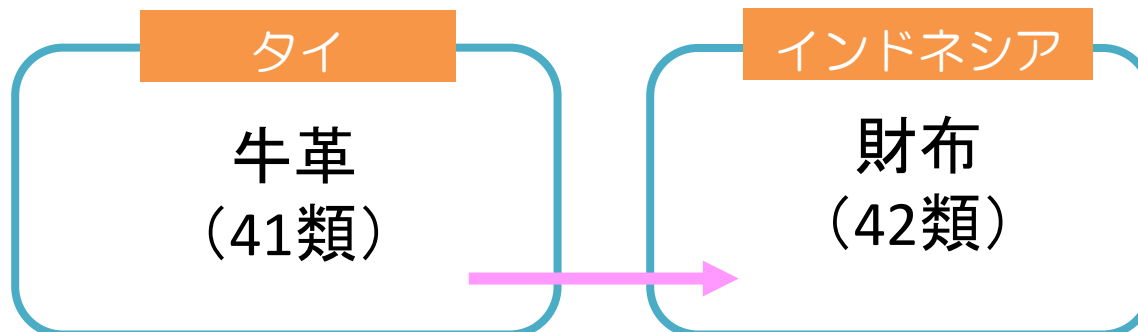


すべての非原産材料と産品の関税分類番号に特定の変化があれば、実質的変更があったとする基準。

HS2桁、HS4桁及びHS6桁の変更がある。

例) 日インドネシアEPA 第4202.21号品目別規則:

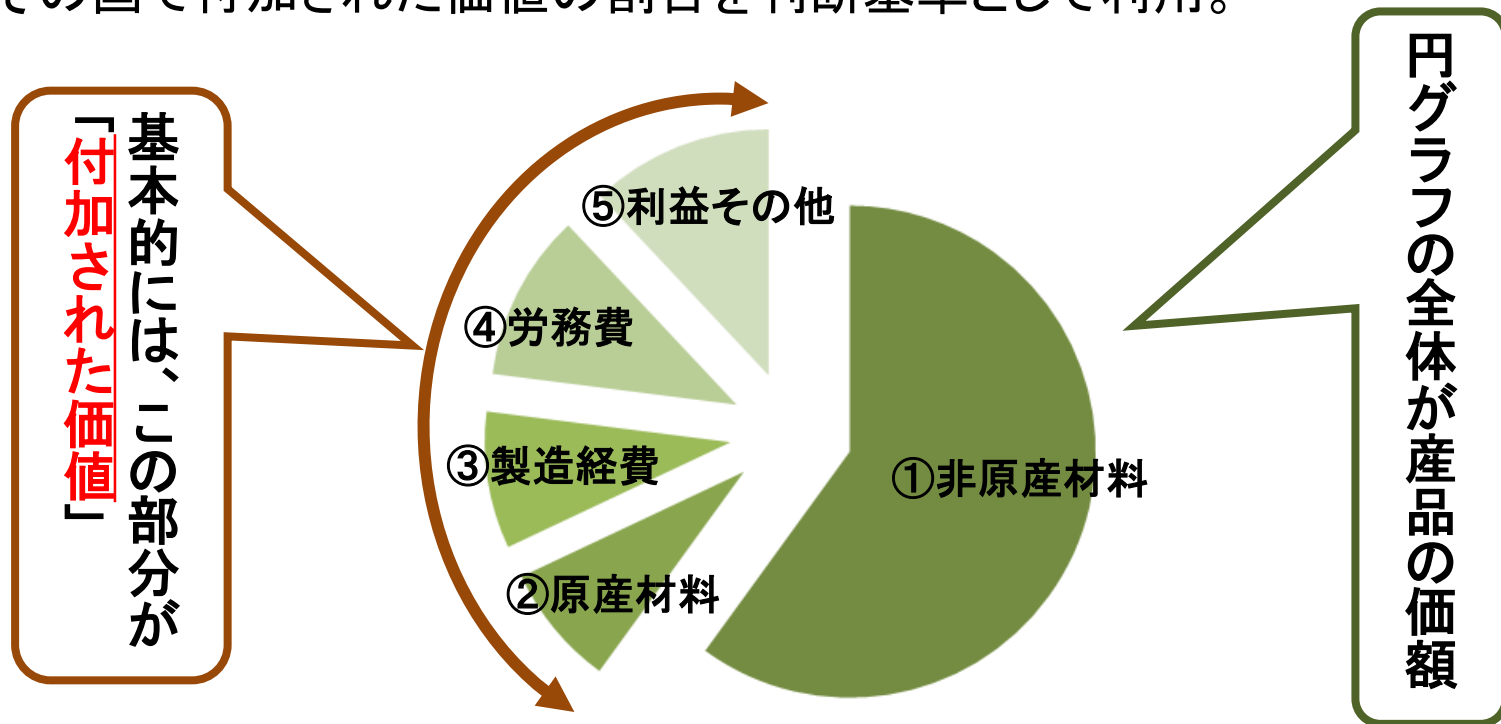
第42.02項への他の類の材料からの変更





# 付加価値基準

- その国の生産において十分なコスト等が投入され、付加された価値の割合(原産資格割合)が基準以上であれば、実質的変更があったと考える基準。
- その国で付加された価値の割合を判断基準として利用。



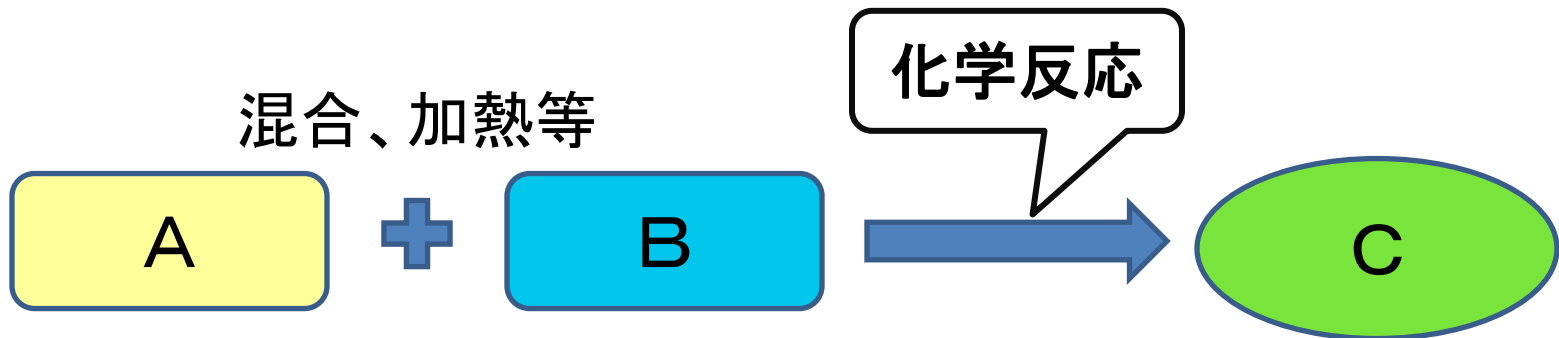
「付加された価値」と製品の価額とを比較して原産資格割合を算出する。

# 加工工程基準

- 非原産材料にある特定の加工・作業が行われた場合、実質的変更があったと考える。
- 特定の加工・作業の有無で原産品か否かを判断する。

例) 日タイ協定 第2916.12号品目別規則:

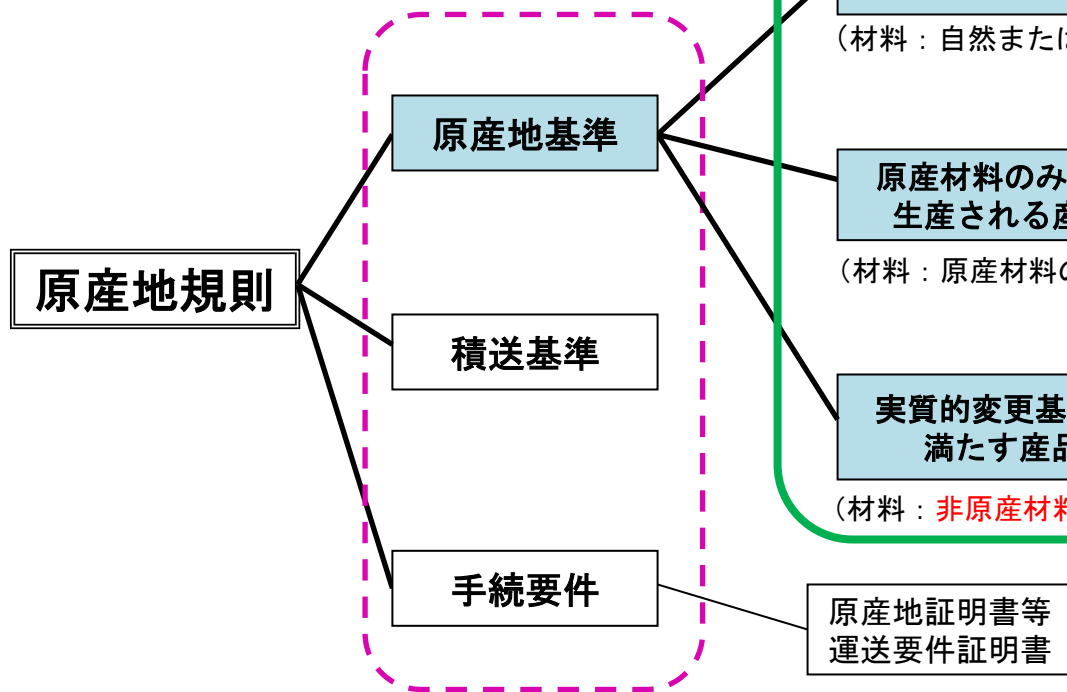
・・使用される非原産材料について・・**化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること。**・・・



# 原産地規則の構成(概略)

特恵税率が  
設定されて  
いること

## 原産地規則の 3大構成要素



## 3種類の原産品

完全生産品

(材料：自然または完全生産品のみ)

原産材料のみから  
生産される産品

(材料：原産材料のみ)

実質的変更基準を  
満たす産品

(材料：非原産材料を使用)

EPA(日インドEPA除く)のみ。GSPでは実質的変更基準を満たす産品に含まれる。

## 実質的変更基準

関税分類変更基準

付加価値基準

加工工程基準

実質的変更基準の例外

累積 (EPAのみ)

自国関与 (GSPのみ)

僅少の非原産材料

原産資格を与えることとならない作業

# 実質的変更基準の例外

## • 救済的な規定

### – 累積(ACU:Accumulation)【EPA】

原産地証明書にACUの記載必要

他方の締約国(日本)の原産品を自国の原産材料とみなすことができる。

アセアン協定では「締約国」  
(未発効のインドネシアを除く)

原産地証明書にDMIの記載必要(EPAの場合のみ)

### – 僅少の非原産材料(DMI:De Minimis)【EPA, GSP】

関税分類変更基準(日インド協定等は加工工程基準にも適用)を満たさない非原産材料があっても、それがごく僅かなら無視できる。

各EPAにより、品目・割合は異なる。GSPでは50～63類のみ(産品重量の10%以下)。

### – 自国関与基準【GSP】

ANNEXの添付が必要

日本から輸出された材料について、特惠受益国等の原産材料とみなすことができる。

一部除外品目あり。(例:履物(64.03,64.04及び64.05の一部)等(暫定法施行令別表第2))

## • 除外的な規定

### – 原産資格を与えることとならない作業

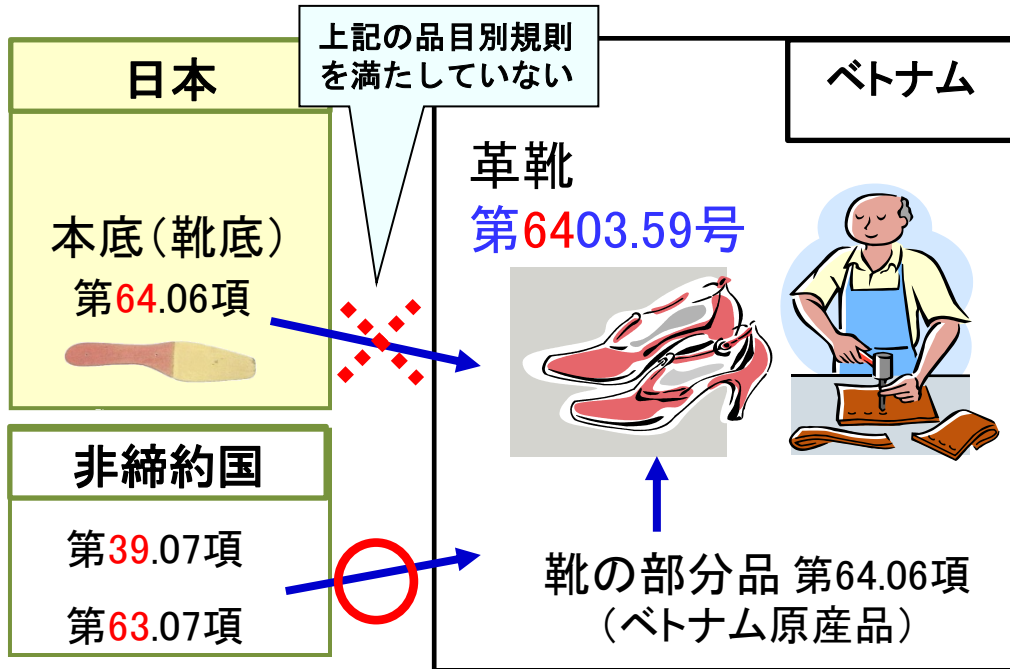
特定の作業のみで、関税分類変更基準又は加工工程基準を満たすものとしなない。

(例:箱詰め等単純な包装作業、組み立てられたものを分解する作業等)

# - 累 積 -

◎ 締約国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

日ベトナムEPA 第6403.59号(革靴) 品目別規則: CC(類変更: Change of Chapter)



非原産材料の靴底が品目別規則を満たしていないことから、ベトナムの原産品とは認められない。

しかし...

もし靴底が締約国(日本)の原産品ならば、累積の考え方を適用して、革靴は日ベトナムEPA上のベトナム原産品と認めることが可能となる。

※締約国から輸出しただけでは不可。締約国の原産品であることが必要。

原産地証明書に「ACU」の記載が必要

# - 自国関与基準 -

G  
S  
P

◎ 日本から輸出された材料を自国の原産材料とみなす

- ・日本から輸出された材料であればよい(日本原産品でなくても可)
- ・ANNEX(現地で発給、添付される)が必要(ACUの記載不要)
- ・一部除外品目あり(革製の鞆類、革製の履物、人形・おもちゃ等)

# -僅少の非原産材料-

◎関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

日アセアンEPA 第1803.10号(ココアペースト) 品目別規則: **CC(類変更)**



ココア粉が、品目別規則を満たしていないことから、ココアペーストは日アセアンEPA上のマレーシア原産品とは認められない。

日アセアンEPAの場合、18類の製品については、規則を満たさない非原産材料のCIF価格が、製品のFOB価格の10%以下なら**僅少の規定が適用可能**。

各EPAごとに品目・割合等は異なる

ココア粉の価額はココアペーストの**価額の5%**。  
僅少の規定の適用によりココアペーストは**日アセアンEPA上のマレーシア原産品**と認めることが可能となる。

原産地証明書に「DMI」の記載が必要

- G ・対象品目は50-63類に分類されるもののみ
- S ・重量の10%以下であれば適用可能
- P ・DMIの記載は不要

	第1類	第2類、 第3類	第4類- 第8類	第9類	第10類- 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類		
日シンガポール	×									製品のFOB価額の7%以下		×					
日メキシコ	製品の取引価額の10%以下(※1)	×	製品の取引価額の10%以下(※1)			×	製品の取引価額の10%以下(※1)										
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×																
日チリ	×									製品のFOB価額の7%以下	2008.92: 製品のFOB価額の10%以下	製品のFOB価額の7%以下	×				
											2008.92以外: 製品のFOB価額の7%以下						
日タイ	×									製品のFOB価額の7%以下							
日アセアン包括	×			製品のFOB価額の10%以下		×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価額の10%以下	製品のFOB価額の10%以下		2103.90: 製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の10%以下		×				
							その他: ×			その他: ×							
日スイス	製品の工場渡し価額の7%以下																
日ベトナム	×		0901.21, 0901.22: 製品のFOB価額の10%以下		×	製品のFOB価額の10%以下		×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価額の10%以下		製品のFOB価額の10%以下		2103.90: 製品のFOB価額の7%以下		製品のFOB価額の10%以下		×
			その他: ×						その他: ×				その他: ×				
日インド	×				製品のFOB価額の7%以下		1604.20, 1605.20, 1605.90: ×		製品のFOB価額の7%以下			2101.11, 2101.20, 2106.10, 2106.90: ×		2207.10, 2207.20: ×		製品のFOB価額の7%以下	
							その他: 製品のFOB価額の7%以下					その他: 製品のFOB価額の7%以下		その他: 製品のFOB価額の7%以下			
日ペルー	製品のFOB価額の10%以下(※2)	×	製品のFOB価額の10%以下(※2)			×	製品のFOB価額の10%以下(※2)										
日オーストラリア	製品のFOB価額の10%以下(※3)																
日モンゴル	製品のFOB価額の10%以下(※4)																

※1: 製品の生産に使用する非原産材料が協定第25条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。  
 ※2: 製品の生産に使用する非原産材料が協定第44条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。  
 ※3: 製品の生産に使用する非原産材料が協定第3・4条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。  
 ※4: 製品の生産に使用する非原産材料が協定第3・6条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。

	第25類	第26類- 第27類	第28類	第29類	第30類- 第34類	第35類	第36類- 第37類	第38類	第39類- 第45類	第46類	第47類- 第49類	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類- 第63類	第64類-第97類	
日シンガポール	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下		
日メキシコ	製品の取引価額の10%以下 (※1)		製品の取引価額の10%以下									関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(※5)				製品の取引価額の10%以下		
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下		
日チリ	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下		
日タイ	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下		
日アセアン包括	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下		
日スイス	製品の工場渡し価額の10%以下(※6)																製品の重量の7%以下	製品の工場渡し価額の10%以下
日ベトナム	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下		
日インド	2501.00：製品のFOB価額の7%以下 その他：×	×	製品のFOB価額の10%以下	2906.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00： 製品のFOB価額の7%以下 2905.44：×	製品のFOB価額の10%以下	3505.10, 3505.20： 製品のFOB価額の7%以下 3502.11, 3502.19： ×	製品のFOB価額の10%以下	3809.10, 3824.60： 製品のFOB価額の7%以下 その他：製品のFOB価額の10%以下	製品のFOB価額の10%以下	4601.29, 4601.94, 4602.19： ×	製品のFOB価額の10%以下	5001.00, 5003.00： ×	51.02, 51.03： ×	52.01—52.03： ×	53.01, 53.02： ×	製品の重量の7%以下	製品のFOB価額の10%以下	
日ベルー	製品のFOB価額の10%以下											製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下		
日オーストラリア	製品のFOB価額の10%以下											製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下		
日モンゴル	製品のFOB価額の10%以下											製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下		

※1：製品の生産に使用する非原産材料が協定第25条の規定に従って原産品とされる産品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。

※5：産品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として当該産品が原産品と認められない場合に限り適用される。

※6：例外として、第32.04項及び第34.02項は、産品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。



## 2. ケーススタディ

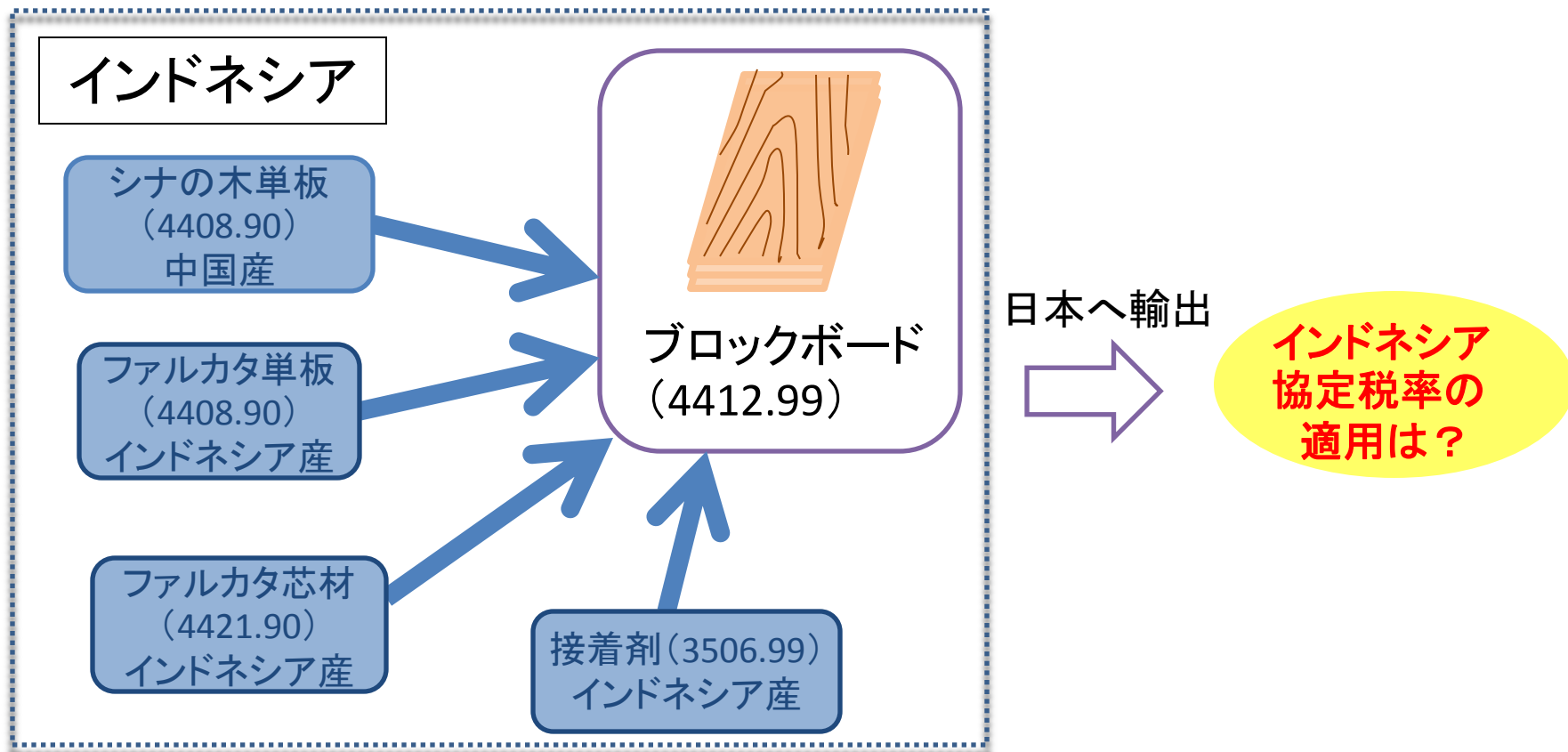
# ケース1（例題） ブロックボード

本ケースでのポイント

- 関税分類変更基準
- 救済規定の検討

# 1. ブロックボード(第44.12項)【日インドネシアEPA】

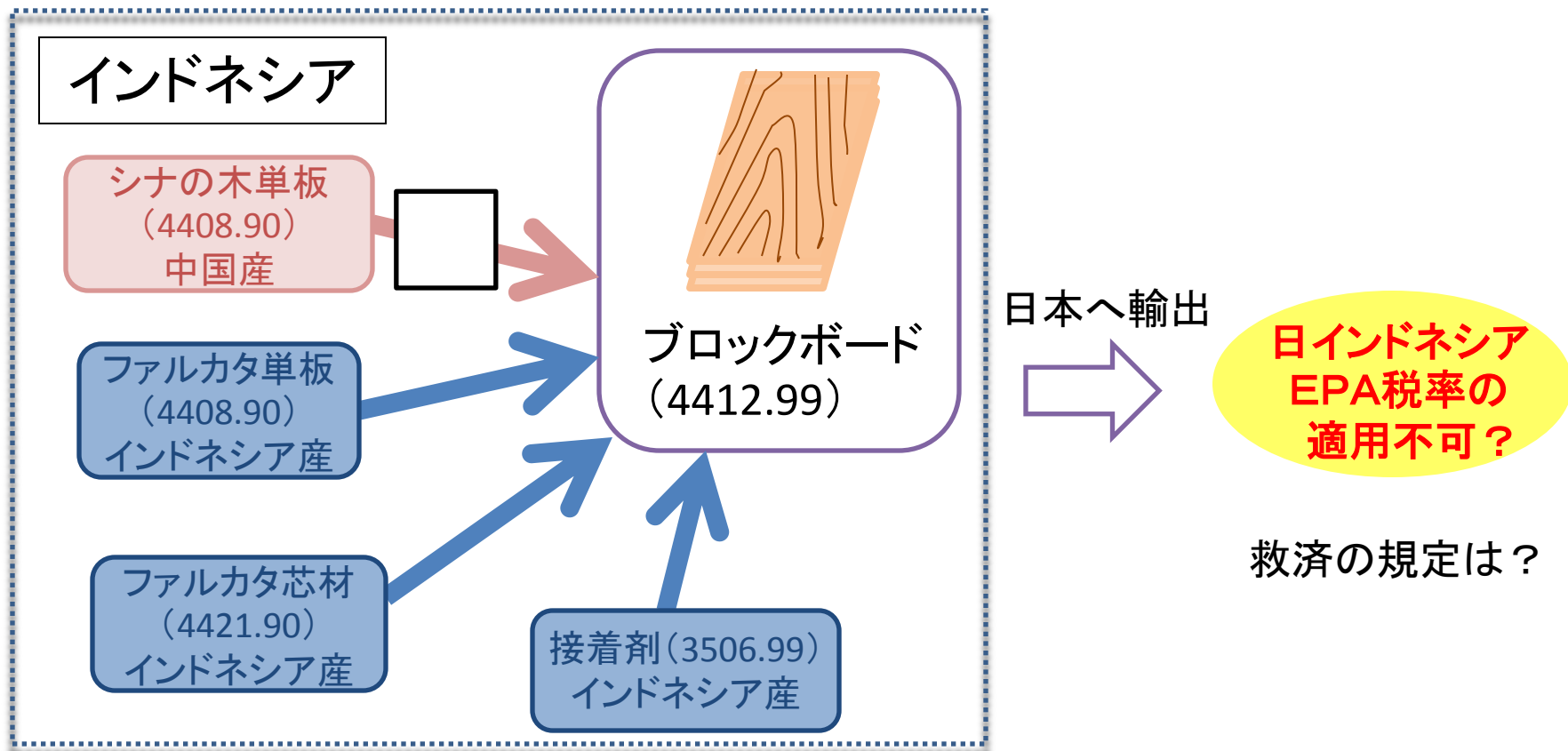
以下の材料から、インドネシアでブロックボード(第4412.99号)を製造する。  
日インドネシア協定上のインドネシア原産品と認めることはできるか？



# 1. ブロックボード(第44.12項)【日インドネシアEPA】

日インドネシアEPA品目別規則: 第44.12項

第44.12項の産品への他の項の材料からの変更(第44.07項又は第44.08項の材料からの変更を除く。)



# 1.ブロックボード(第44.12項)【日インドネシアEPA】

➤ 僅少の非原産材料の適用ができないかどうか。

	第25類	第26類- 第27類	第28類	第29類	第30類- 第34類	第35類	第36類- 第37類	第38類	第39類- 第45類	第46類
日シンガポール	×		製品のFOB価値の10%以下							
日メキシコ	製品の取引価値の10%以下 (※1)		製品の取引価値の10%以下							
日マレーシア	×		製品のFOB価値の10%以下							
日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×		製品のFOB価値の10%以下							

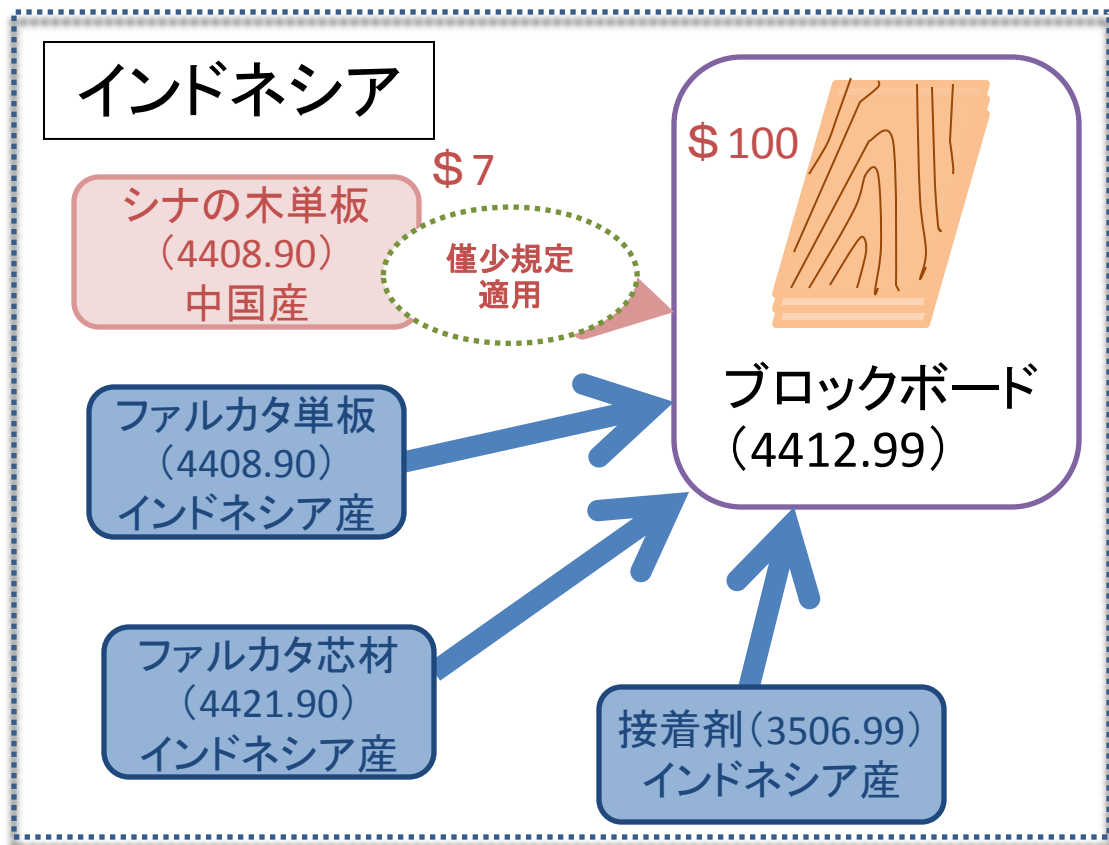
日インドネシアEPAでは、第44類の産品に**僅少の規定**  
の適用が可能

(原産地証明書にDMI記載が必要)

# 1. ブロックボード(第44.12項)【日インドネシアEPA】

第44.12項 インドネシア協定品目別規則:

第44.12項の産品への他の項の材料からの変更(第44.07項又は第44.08項の材料からの変更を除く。)



【日インドネシアEPA上の僅少の規定】  
第44類: 産品のFOBの10%以下

$$\frac{\$7}{\$100} \leq 10\%$$

日本へ輸出

インドネシア協定税率の適用可能

# ケース2 マグロの缶詰

本ケースでのポイント

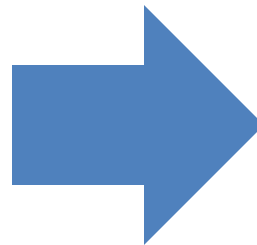
- 関税分類変更基準
- 救済規定の検討

## 2. マグロの缶詰(第16.04項)【日アセアン協定・日タイ協定】

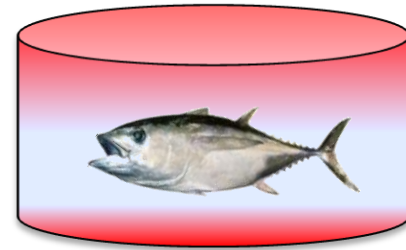
下記の材料を使用し、タイで生産するマグロの缶詰(HS1604.14)は、日アセアン協定及び日タイ協定上のタイ原産品と認められるか？

### 材料

- フィリピン産マグロ  
(第03.02項)
- 中国産みりん  
(第22.08項)
- タイ産油  
(第15.12項)
- タイ産塩  
(第25.01項)



タイ



マグロの缶詰  
第1604.14号



## 2.-① マグロの缶詰(第16.04項)【日アセアン協定】

日アセアン協定品目別規則: 第1604.14号  
CC(第3類からの変更を除く)

類の変更

フィリピン

マグロ  
第03.02項



タイ



マグロの缶詰  
第1604.14号

中国

みりん  
第22.08項



タイ産 ※原産材料  
油(第1512項)  
塩(第2501項)

分類変更の品目別基準を  
満たしているか検討する  
のは非原産材料のみ



## 2.-① マグロの缶詰(第16.04項)【日アセアン協定】

日アセアン協定品目別規則: 第1604.14号  
CC(第3類からの変更を除く)

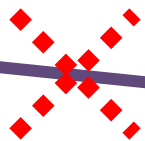
類の変更

フィリピン

マグロ  
第03.02項



救済規定を検討



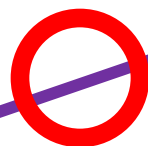
タイ



マグロの缶詰  
第1604.14号

中国

みりん  
第22.08項



分類変更の品目別基準を  
満たしているか検討する  
のは非原産材料のみ

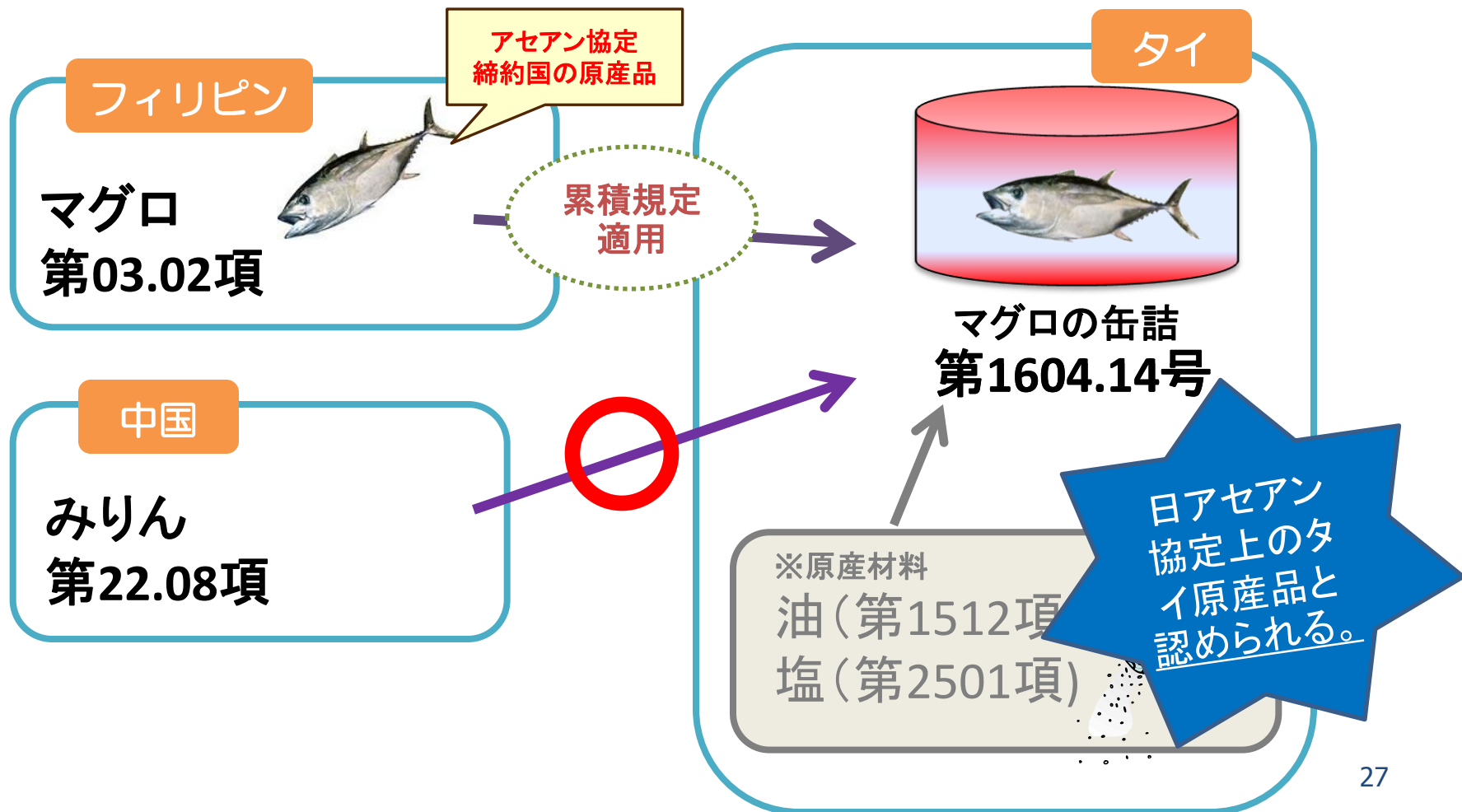
タイ産 ※原産材料  
油(第1512項)  
塩(第2501項)



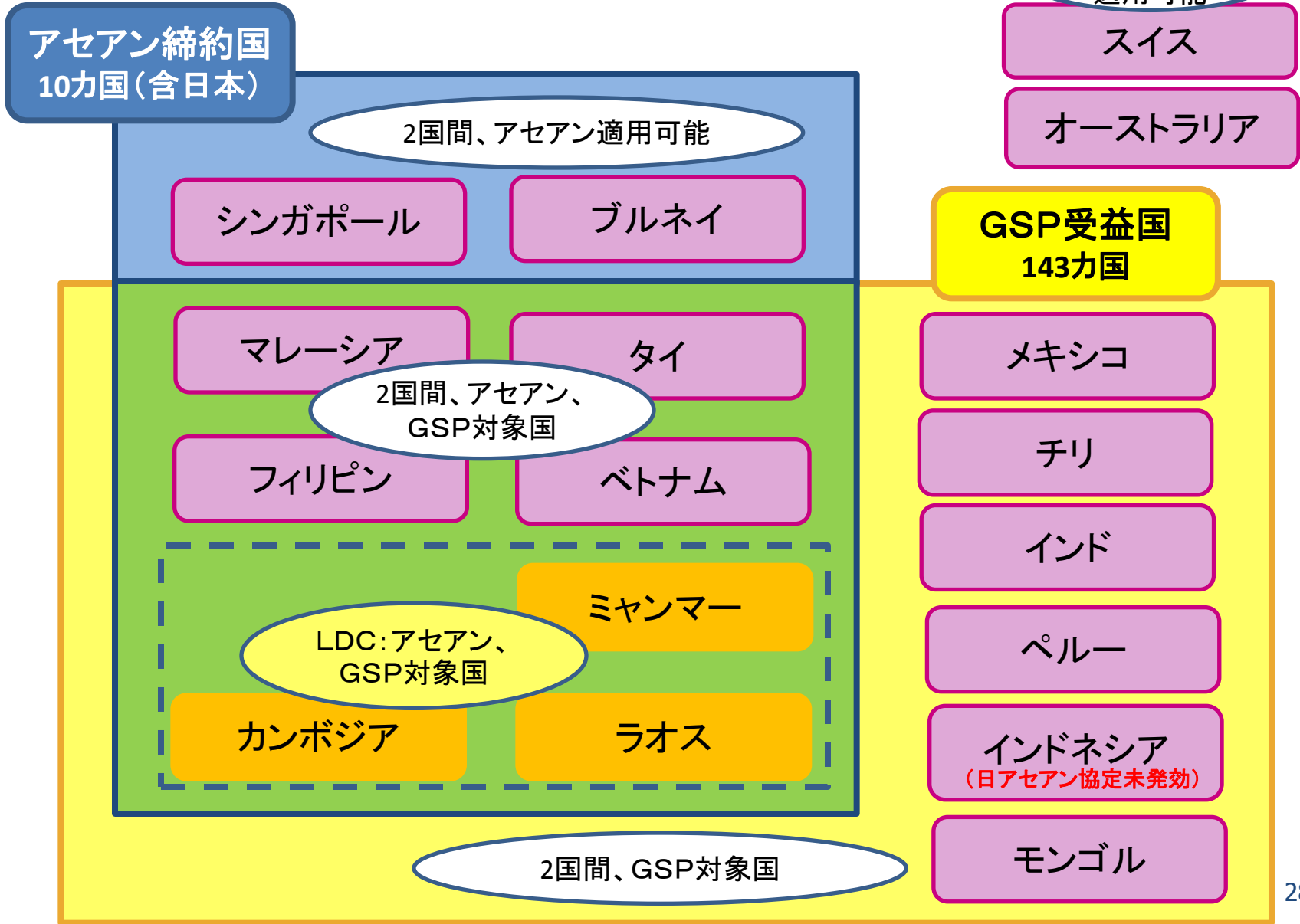
## 2.-① マグロの缶詰(第16.04項)【日アセアン協定】

### 日アセアン協定第29条

締約国の原産品であって、他の締約国において生産するために使用されたものについては、当該産品を完成させるための作業又は加工が行われた当該他の締約国の原産材料とみなす。



# 特惠適用対象国

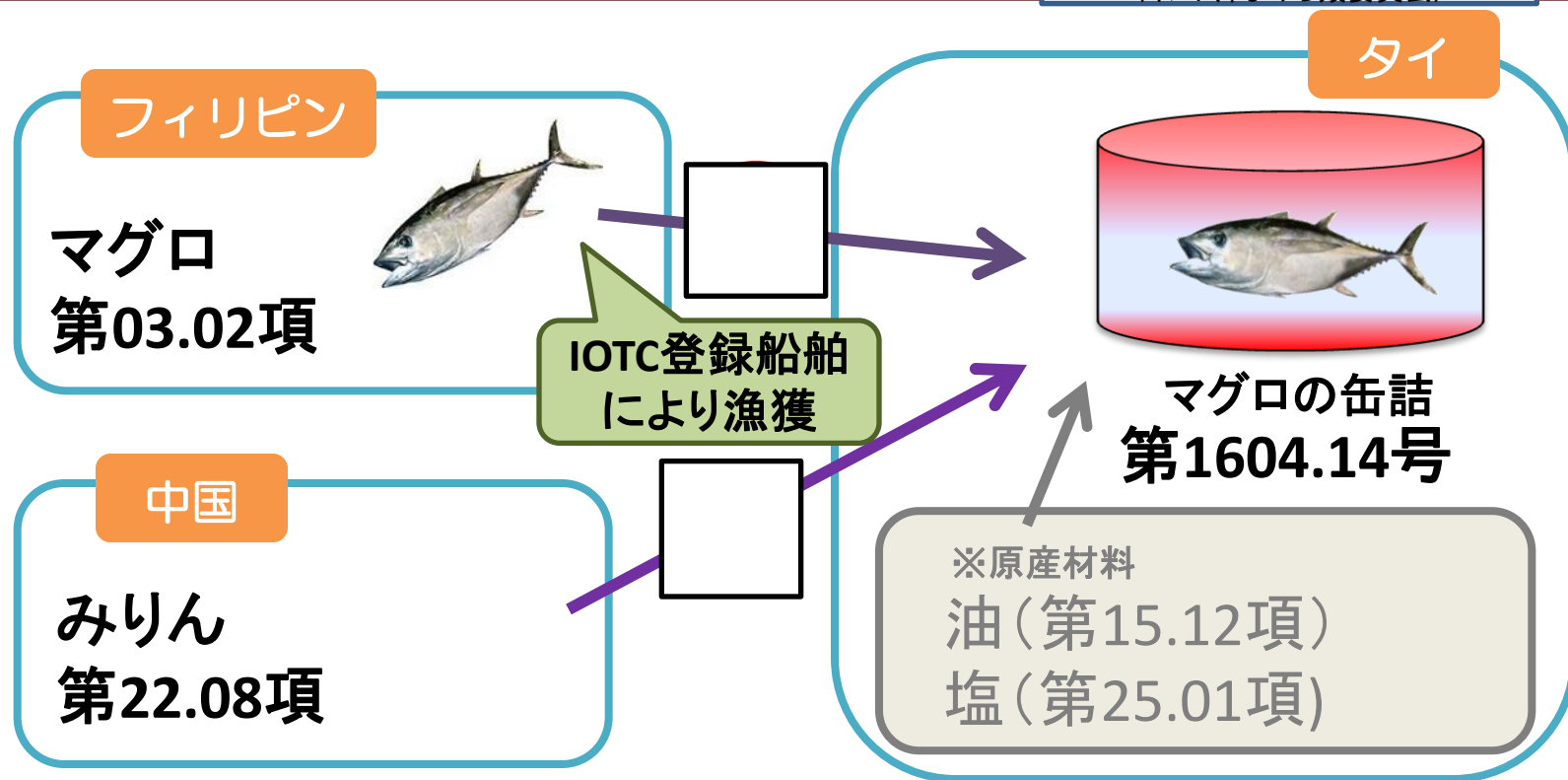


## 2.-②マグロの缶詰(第16.04項)【日タイ協定】

### 日タイ協定品目別規則：第1604.14号

第1604.14号の産品への他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがIOTCの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。)

Indian Ocean Tuna Commission  
(インド洋まぐろ類委員会)

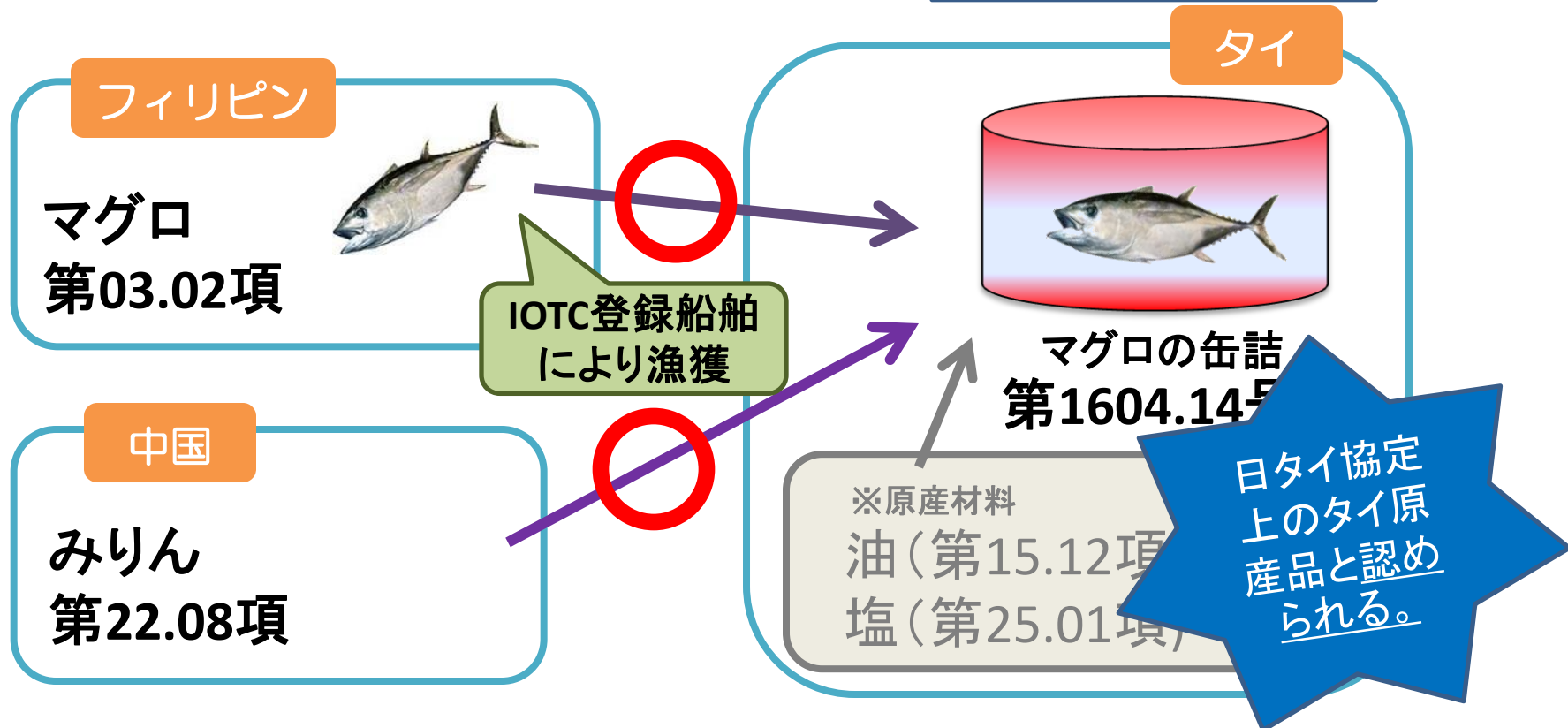


## 2.-② マグロの缶詰(第16.04項)【日タイ協定】

### 日タイ協定品目別規則：第1604.14号

第1604.14号の産品への他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがIOTCの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。)

Indian Ocean Tuna Commission  
(インド洋まぐろ類委員会)



●材料であるマグロ(第3類)は、IOTC登録船舶により「漁獲」されていることが条件

# ケース3 ホワイトチョコレート

本ケースでのポイント

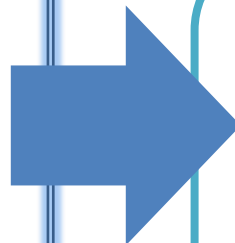
- 関税分類変更基準及び付加価値基準

### 3.ホワイトチョコレート(第17.04項)【日スイスEPA】

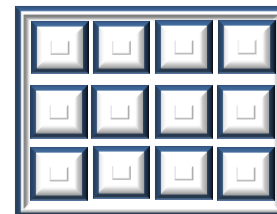
スイスでホワイトチョコレート(HS1704.90)を生産するが、日スイスEPA上のスイス原産品と認められるか？

#### 材料

- オランダ産  
カカオ脂(第18.04項) CIF\$10
- オランダ産  
粉乳(第04.02項) CIF\$20
- ドイツ産  
砂糖(第17.02項) CIF\$15
- フランス産  
バニラエキス(第13.02項) CIF\$5



スイス



ホワイトチョコレート  
第1704.90号  
EXW\$100



### 3.ホワイトチョコレート(第17.04項)【日スイスEPA】

日スイスEPA品目別規則: 1704.90

CTH並びに第4類及び第17類に分類される非原産材料であって生産に使用されたものの価値が製品の工場渡し価格の45%を超えないこと。

CTH : Change of Tariff Heading 項の変更

オランダ

カカオ脂(第18.04項)  
粉乳(第04.02項)

ドイツ

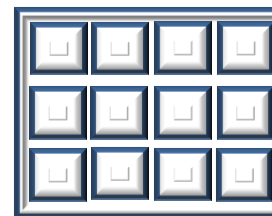
砂糖(第17.02項)

フランス

バニラエキス(第13.02項)

スイス

ホワイトチョコレート  
第1704.90号



EXW\$100

非原産材料は工場渡し価格  
の45%を

$$\frac{\boxed{\phantom{000}}}{100} = \boxed{\phantom{00}} \%$$

### 3.ホワイトチョコレート(第17.04項)【日スイスEPA】

日スイスEPA品目別規則: 1704.90

CTH並びに第4類及び第17類に分類される非原産材料であって生産に使用されたものの価値が製品の工場渡し価格の45%を超えないこと。

CTH : Change of Tariff Heading 項の変更

オランダ

カカオ脂(第18.04項)

粉乳(第04.02項) CIF\$20

ドイツ

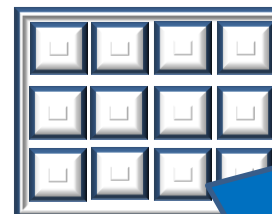
砂糖(第17.02項) CIF\$15

フランス

バニラエキス(第13.02項)

スイス

ホワイトチョコレート  
第1704.90号



EXW\$100

$$\frac{20+15}{100} = 35\% < 45\%$$

日スイスEPA  
上のスイス原  
産品と  
認められる。

非原産材料は工場渡し価格  
の45%を超えない

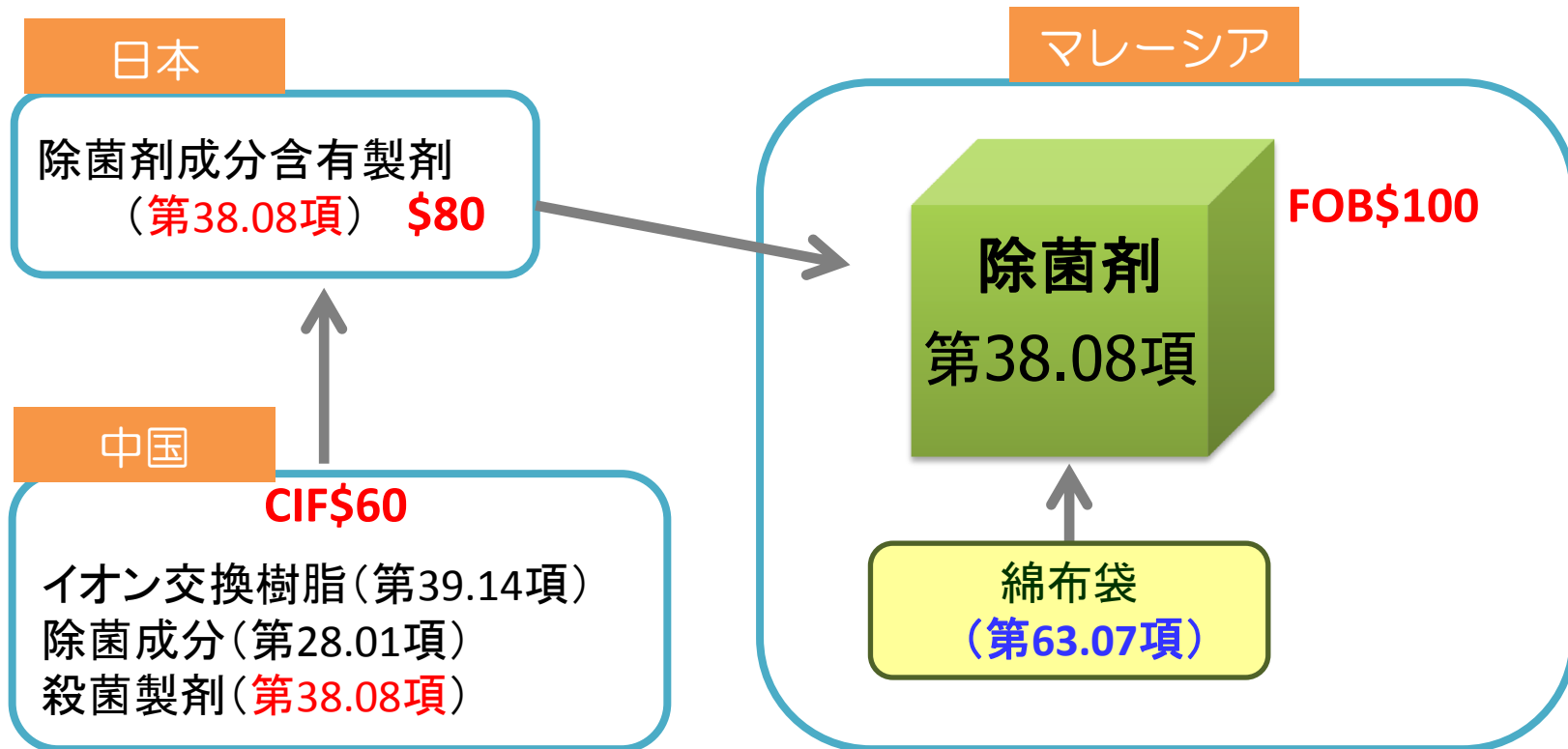
# ケース4 除菌剤

本ケースでのポイント

- 一般ルール

## 4.除菌剤(3808)【日アセアン協定】

マレーシアで除菌剤(HS38.08)を生産するが、日アセアンEPA上のマレーシア原産品と認められるか？



注:日本で製造される除菌剤成分含有製剤は便宜上、FOBもCIFも同一価額(80ドル)とします。

## 一般ルール

品目別規則に規定のない商品は、一般ルールを適用する。

	一般特惠	日アセアンEPA 日スイスEPA 日ベトナムEPA	日インドEPA	その他のEPA
一般ルール	他の項の材料からの変更	他の項の材料からの変更 <u>又は</u> 付加価値40%以上	他の <u>号</u> の材料からの変更 <u>及び</u> 付加価値 <u>35%</u> 以上	全ての製品について品目別規則が規定されているため一般ルールは存在しない

## 4.除菌剤(3808)【日アセアン協定】

品目別規則に規定のない商品は、一般ルールを適用する。

## 日アセアン協定第26条第1項

第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる商品は、締約国の原産品とする。

(a) 次条に定める計算式を用いて算定する当該商品の域内原産割合が40%以上の商品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの

(b) 当該商品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)が行われた商品

日アセアンEPAでの付加価値の算定

$$RVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100\%$$

RVC = 域内原産割合

FOB = 商品の価格

VNM = 非原産材料の価格

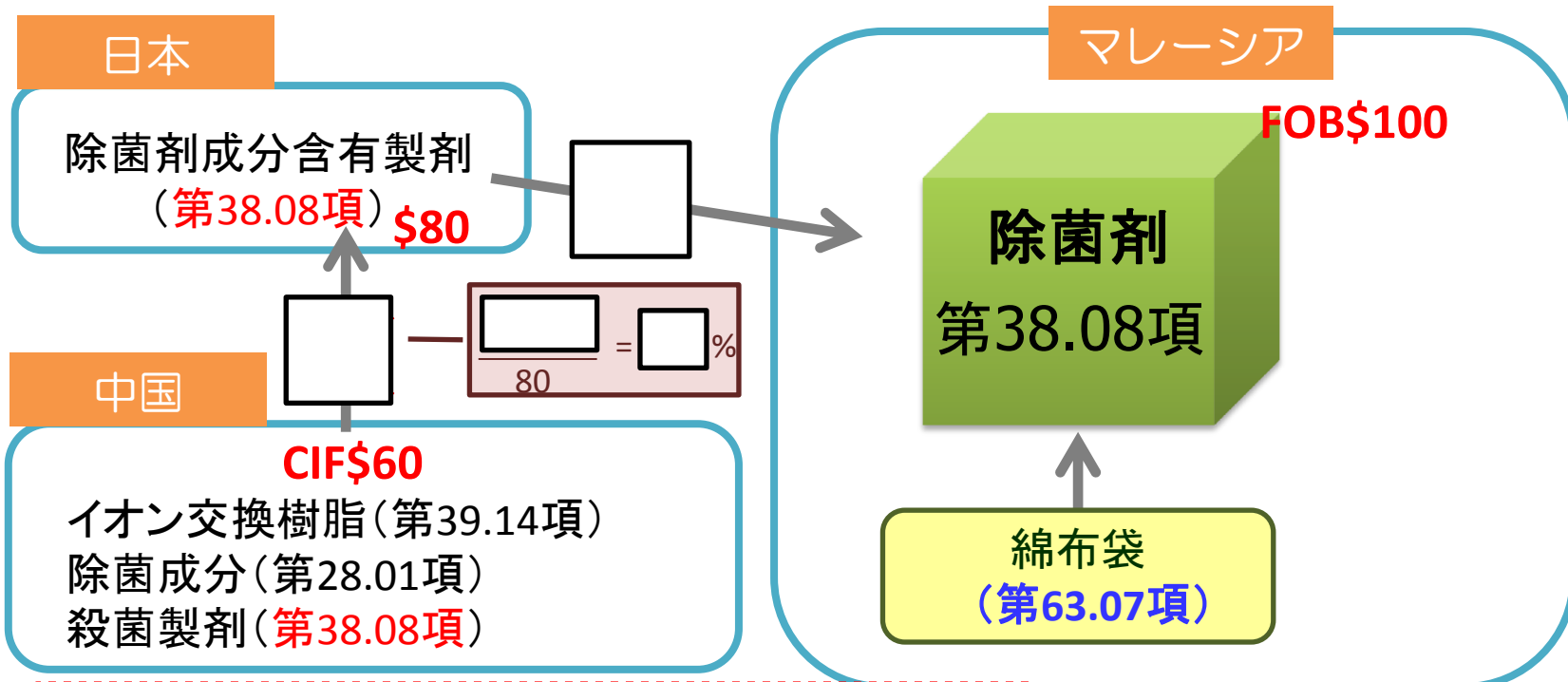
# 4.除菌剤(3808)【日アセアン協定】

日アセアン協定第26条第1項

第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。

(a) 次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の域内原産割合が40%以上の産品であつて、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの

(b) 当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更であつて四桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)が行われた産品



$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{産品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{産品の価額}}$$

$$\frac{\text{ } }{100} = \text{ } \%$$

# 4.除菌剤(3808)【日アセアン協定】

日アセアン協定品目別規則に第38.08項の規定はない。→一般ルール

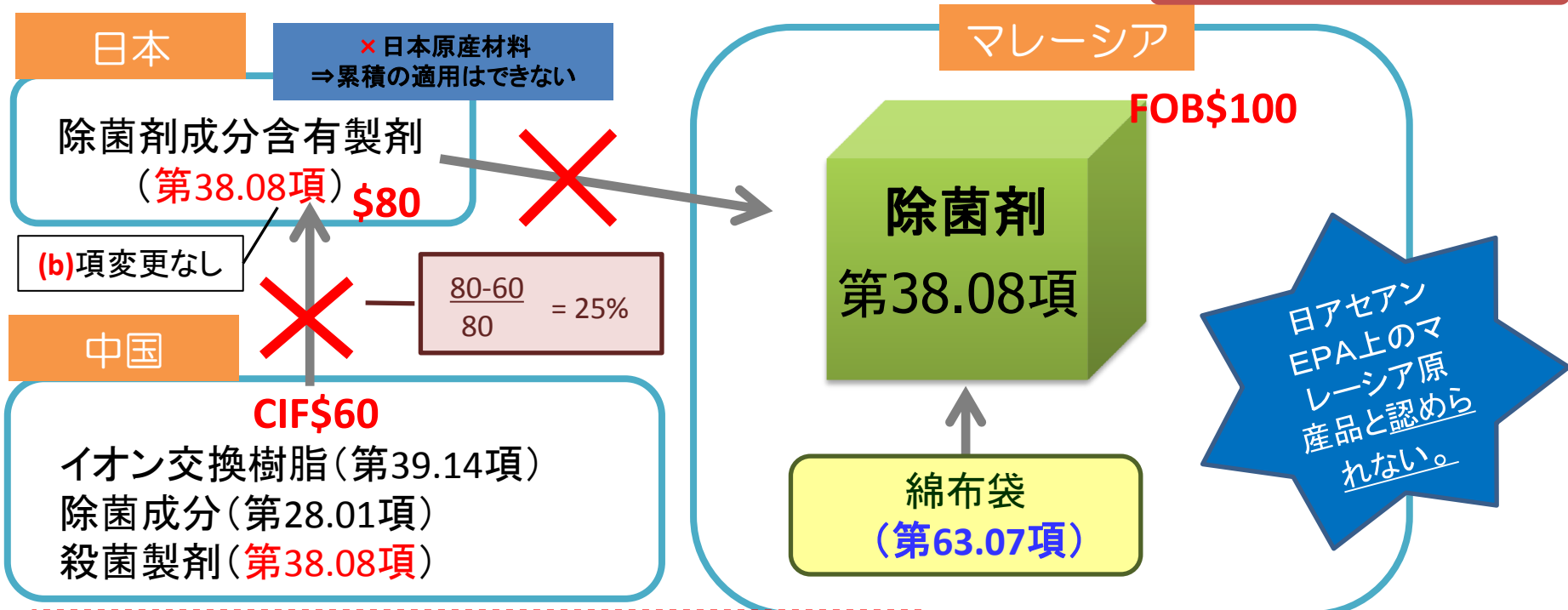
日アセアン協定第26条第1項

第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる製品は、締約国の原産品とする。

(a) 次条に定める計算式を用いて算定する当該製品の域内原産割合が40%以上の製品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの

(b) 当該製品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)が行われた製品

(a) 又は(b)を満たせばよい。



$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}}$$

(a)  $\frac{100-80}{100} = 20\%$



# 原産地規則ポータルでの品目別規則の検索

**税関・税関**

**税関ホームページの原産地規則ポータルで経済連携協定の品目別規則が検索できます!**

6桁のHSコードを入力いただくだけで、各経済連携協定の品目別規則を確認できます。また、品目毎・協定毎の一覧表からご確認いただくことも可能です。輸入貨物の原産性の確認や原産品申告書の作成の際にご活用ください。

## ご利用方法1: 経済連携協定と品目を指定して検索する方法

1 原産地規則ポータルトップページの「品目別原産地規則の検索」をクリック

2 検索する経済連携協定を選択  
同一枠内の経済連携協定であれば、複数選択が可能です。

3 検索する品目のHSコードを入力  
6桁のHSコードを入力します。

4 「検索」をクリック  
検索条件を変更する場合には「リセット」をクリックします。

5 選択した品目と品目別規則が日本語/英語で表示されます

「注」の欄には関係する注釈、部注・類注等が表示されます。品目別規則とあわせてご確認ください。

「再検索」ボタンをクリックすると、検索画面に戻ります。

ご利用上の注意：掲載している情報につきましては、あくまで参考としてご利用ください。実際の輸入手続きにあたっては、各経済連携協定をご確認ください。

## ご利用方法2: 経済連携協定または品目を指定して一覧する方法

1 原産地規則ポータルトップページの「品目別原産地規則一覧表」をクリック

2 検索する経済連携協定が含まれるカテゴリーをクリック

各協定の品目別規則の注釈、部注・類注、付表等は、「注釈」をクリックしてご確認ください。

3 検索する経済連携協定または品目のいずれかをクリック

協定名を選択した場合には、選択した協定の1~97類の規則が一覧できます。

品名を選択した場合には、選択した類の複数の経済連携協定の規則が一覧できます。(ただし、同じHSバージョンの場合に限りです。)

4 検索結果が日本語/英語で表示されます

品名により検索する場合には、ブラウザの検索機能をご利用ください。

原産地規則に関するお問合わせは、各税関の原産地調査室までお願いします。

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
沖縄地区税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7830	098-863-0390

原産地規則に関する各種資料は「原産地規則ポータル」へ <http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

# ありがとうございました。



詳しい資料は、税関HPの  
**原産地規則ポータル**  
もご覧ください。

東京税関 業務部  
総括原産地調査官（東京担当）  
03-3599-6527

税関HP税関チャンネルに  
動画（EPAってなあに？）掲載中！見てくださいね。  
<https://www.youtube.com/watch?v=wKU-t4gHwsg>